

2-8 中南部都市圏の都市構造

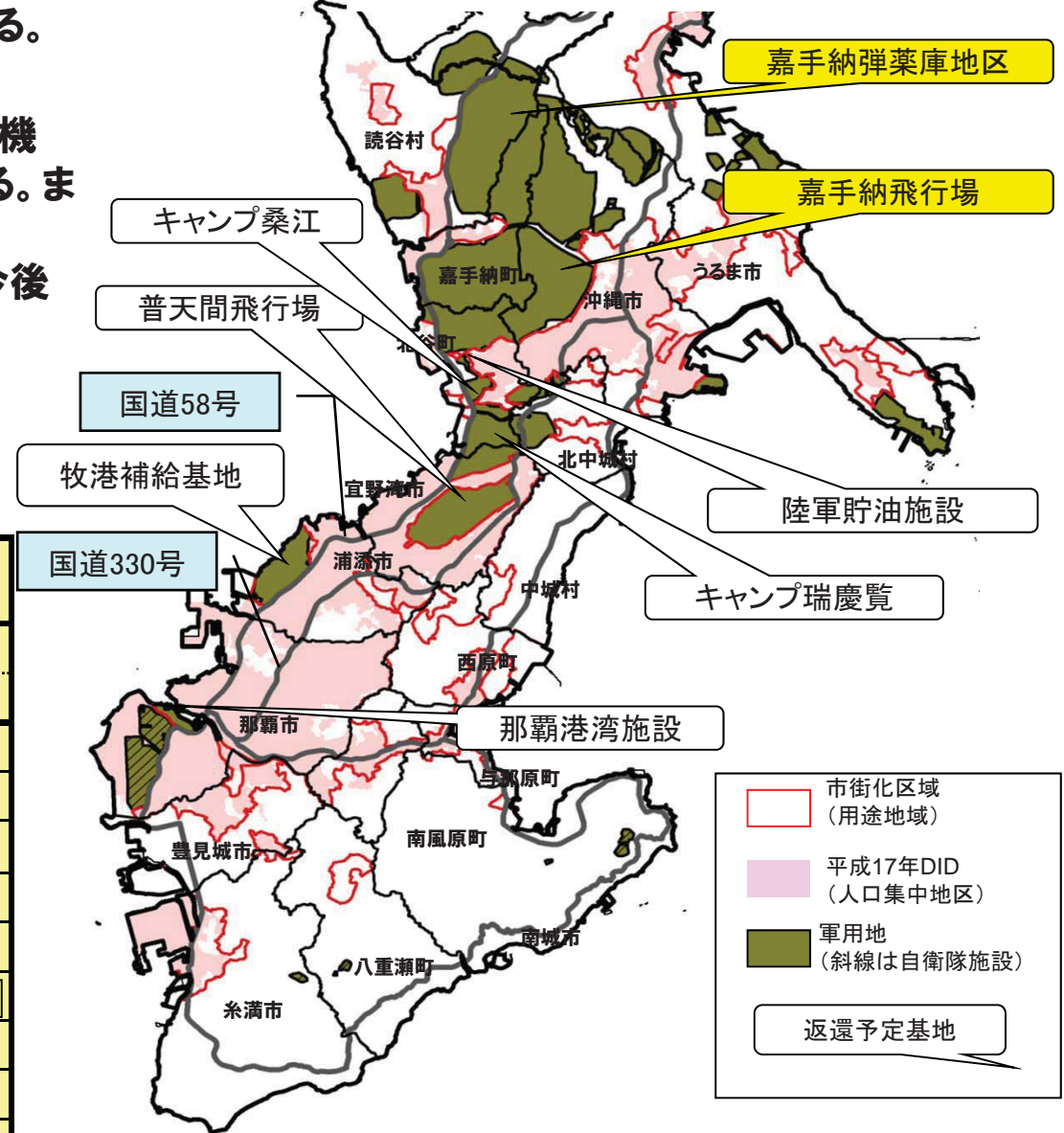
出典：平成22年度「今後の跡地利用施策の展開方策に関する検討委員会」(第2回)
 沖縄県提出資料

○中南部都市圏は、県民の8割強の約114万人が暮らし、全国の政令指定都市並みの人口、面積を有する。

○市街地を分断する形で広大な基地が存在し、都市機能、交通体系、土地利用に大きな影響を与えている。また、基地に係る環境問題や事件事故なども発生。

○一方で、過密な都市空間に出現する基地跡地は今後の振興発展の基盤となる。

中南部都市圏の市街地と基地の位置図

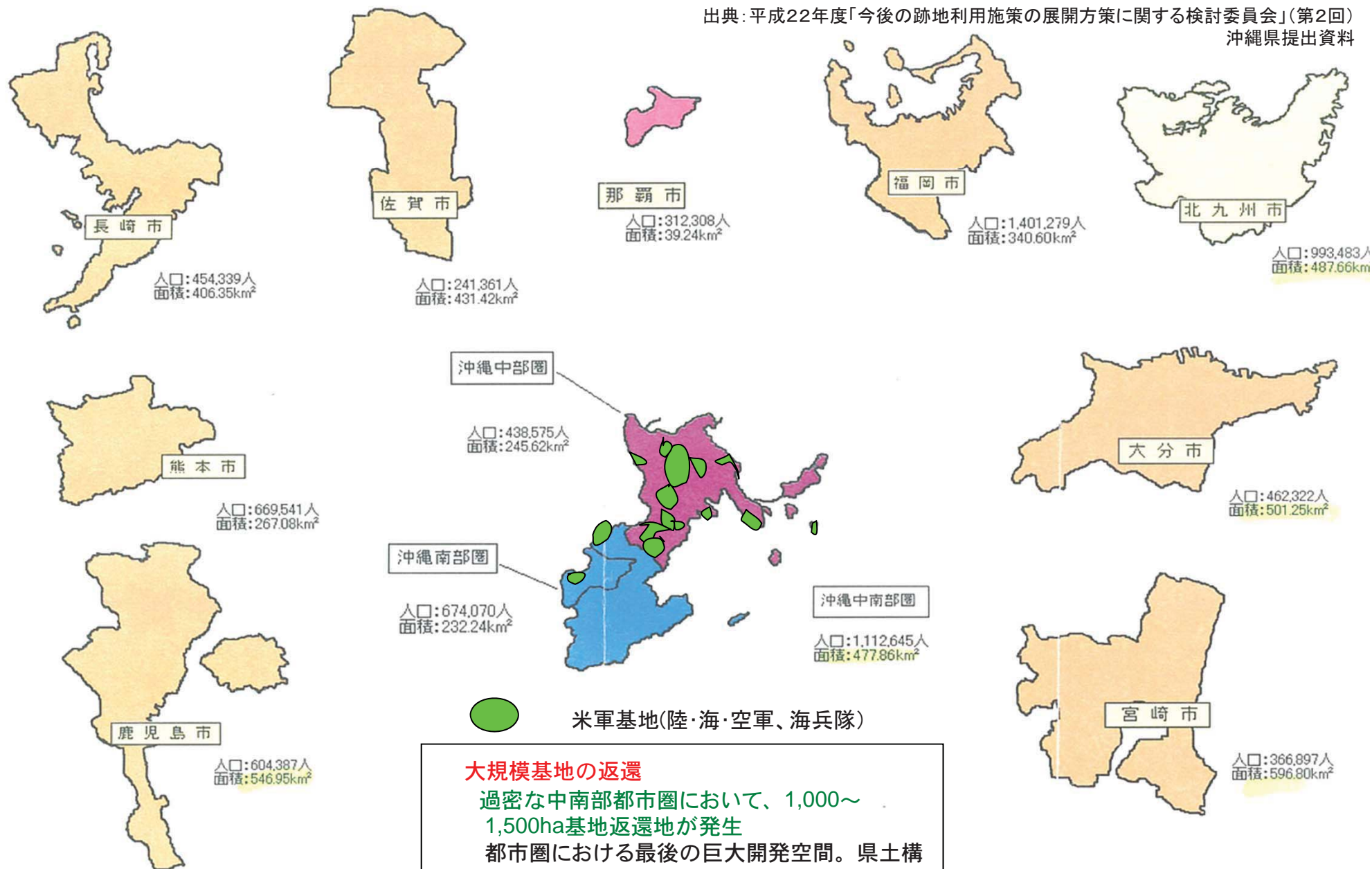


沖縄県中南部都市圏と主な政令指定都市との比較(H21.9現在)

	都市名	面積 (km ²)	人口	人口密度 (人/km ²)
1	沖縄県中南部都市圏	478.59	1,136,589	2,375
	(基地を除く)	(410.01)	1,136,589	(2,772)
2	札幌市	1,121.12	1,904,340	1,699
3	仙台市	788.09	1,033,442	1,311
4	さいたま市	217.49	1,211,628	5,571
5	横浜市	434.98	3,671,611	8,441
6	京都市	827.90	1,465,917	1,771
7	神戸市	552.80	1,536,395	2,779
8	広島市	905.13	1,170,479	1,293
9	北九州市	487.88	982,840	2,014
10	福岡市	341.11	1,450,149	4,251

2-9 九州の主要都市との人口・面積の比較

出典:平成22年度「今後の跡地利用施策の展開方策に関する検討委員会」(第2回)
 沖縄県提出資料



大規模基地の返還
 過密な中南部都市圏において、1,000～1,500ha基地返還地が発生
 都市圏における最後の巨大開発空間。県土構造再編のインパクト

2-10 跡地利用の基本的な考え方

(基本原則)

- 国、沖縄県及び跡地関係市町村は、密接な連携の下、沖縄県の均衡ある発展及び潤いある豊かな生活環境の創造のため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するよう努力する。(沖振法第95条)

(国の責務)

- 国は、基本原則にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努力する。(沖振法第96条)

(地方公共団体の責務)

- 沖縄県及び跡地関係市町村は、基本原則にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進するため駐留軍用地跡地の利用に関する整備計画の策定その他の措置を講ずるよう努力する。(沖振法第97条)

※ 参考 「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」

(目的)

第1条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

(国、沖縄県及び関係市町村の協力)

第3条 国、沖縄県及び関係市町村は、この法律の目的を達成するため、相協力しなければならない。

(駐留軍用地の所有者等の協力)

第4条 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の所有者は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が市町村総合整備計画及び県総合整備計画に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。

2-1-1 跡地利用促進のための実務的な論点について

○迅速な跡地利用

- ・これまでの事例
- ・特に時間を要する作業
- ・関係主体(国、県、市町村、地権者等)のそれぞれの役割

○効果的な跡地利用

- ・まちづくりや地元企業への影響
- ・各跡地における利用の調和
- ・広域的な調整
- ・沖縄振興全体にどのように活かすか
- ・関係主体(国、県、市町村、地権者等)のそれぞれの役割
- ・民間活力の活用

○その他

- ・権利調整
- ・給付金の在り方